

第32回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年2月10日(金) 午前9時30分から午前10時35分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第2委員会室

3. 出席委員(8名)

会 長	古賀 正廣
2番委員	梅野 節子
3番委員	鳥越 孝広
4番委員	中島 照章
5番委員	石橋 祐一
6番委員	藤原 優子
8番委員	池端 祥久
9番委員	内野 和幸

4. 欠席委員(1名)

7番委員	伊藤 照子
------	-------

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農業法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第4号 非農地証明について

報告第5号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	土山 浩文
次 長	野田 稔雄
職 員	塚本 雄二
職 員	堀江 陽子

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第32回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、9番委員、2番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号の3条許可については、11件の申請がっております。
 なお、9番、10番案件は、3番委員に関するものですので、議事参与できないことから、その際は退席をお願いします。
 では、9番、10番案件を除く案件の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 1番は、2年ほど前に就農された〇〇さんが、隣接する農地を取得されるものでございます。山あいの湿田で作りにくいことから令和2年以降作付者がおらず、土地処分をしたい所有者意向と合致したものでございます。

 2番は、受け人の〇〇さんが自宅隣を取得されるものでございます。

 なお、所有農地の耕作状況の現地確認において、市街化区域内の農地一筆が転用状態でしたので、後ほど報告第2号でご説明いたしますが問題の整理を指導し、整ったことから本案件の審議となったところでございます。

 3番、4番は期間満了による更新申請でございます。

 5番、6番も期間満了による更新申請でございます。

 7番、8番は、法人による解除条件付きのもので、こちらも期間満了による更新申請でございます。

 11番は、所有者の〇〇さんが市外転出されたことで、地元農家の〇〇さんへ相談され取得がまとまったものでございます。なお、このうち3筆は別人3名と

の貸借がございましたので、8ページ報告第3号の1番から3番案件の解約がございませぬ。

いずれの案件も3条調査書の各要件については満たしていると思われませぬ。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 では次に地区担当委員の意見を伺いたいと思ひませぬ。
1番案件を9番委員からお願ひませぬ。

9番委員 2年ほど前に就農された〇〇さんですが、耕作地の隣でツルなどが茂ることから一緒に管理したいとのことで移転が決まると聞いており、兼業農家ですが、今までもきちんとされておりますし隣でもありますので問題ないと思ひませぬ。

議長 次の2番案件は2番委員からお願ひませぬ。

2番委員 はい。事務局と一緒に現地調査を行いまして、〇〇さんともお会いし市街化区域内の農地でもありましたので耕作することが条件であることを説明したところで、何ら問題ないと思ひませぬ。

議長 では、次の3番から6番までは、私ですので意見を述べたいと思ひませぬ。
まず、3番4番の〇〇さんですが、認定農業者で地域の担い手でございます、きちんと耕作されておりますので何ら問題ないと思ひませぬ。
5番、6番の〇〇さんですが、いずれも市街化区域内の耕作者が少ない地域の中小農家の一人でございます、更新ですので問題ないと思ひませぬ。
私からは以上です。

議長 次に7番、8番案件を3番委員からお願ひませぬ。

3番委員 はい。現地を確認しましたが、きちんと畑として管理してあり更新ですので問題ありません。

議長 1番案件は私ですので意見を述べたいと思ひませぬ。
地域内の中規模農家の一人で水管理かれこれを担って頂いておりますので、何ら問題ないと思ひませぬ。

議長 以上で地区担当の意見を終わりたいと思ひませぬ。
それでは審議に入ります。皆さんからご意見ご質問はございませぬでしょうか。
(発言者なし)

議長 ございませぬか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入ります。

議長 1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で1番は許可することに決定いたします。
では次に

議長 2番案件について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で2番案件は許可することに決定いたします。

議長 次の3番と4番はまとめて採決してよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、そのようにさせていただきます。
3番、4番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で3番、4番は許可することに決定いたします。

議長 では次の5番と6番案件もまとめて採決してよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 そのようにさせていただきます。
5番、6番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で5番、6番案件は許可することに決定いたします。

議長 次に7番、8番案件もまとめて採決してよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 そのようにさせていただきます。
7番、8番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で7番、8番案件は許可することに決定いたします。

議長 最後に11番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で11番案件は許可することに決定いたします。

つづきまして、9番、10番案件に入りますので、3番委員は退室をお願いします。

－ 3番委員退室－

議長 それでは、9番10番案件の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

いずれも期間満了による更新申請でございます。

3条調査書の各要件については満たしていると思われまます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局説明が終わりました。

何か質問ご意見はございませんか。

(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、審議を終わり採決に入ります。

議長 9番10番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で9番10番案件は許可することに決定いたします。

では次に

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、9件の申請がっております。

事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番から5番までは、貸借されていた〇〇さんが規模縮小により解約されたため、委員斡旋により若手である〇〇さんが貸借されるものでございます。

6番は、すでに耕作されていたものを中間管理事業での貸借整理されるものでございます。

7番は、利用権貸借であったものを期間満了により、中間管理事業を活用されるものでございます。

8番、9番は、離農による〇〇さんの耕作地を中間管理事業を活用されるものでございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。

皆さんから何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

(発言者なし)

無いようですので採決に入りますが、一括採決として扱ってよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、そうさせていただきます。

議案第2号を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で許可することに決定いたします。

続いて報告事項に進みます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

こちら土地は、既に造園業に貸し出されたいもので、駐車場や造園資材を一置かれ5条転用での整理をはじめたところ、昨年末で造園業の廃業を決められたこと整理に時間を要しておりました。現地は、一部に庭石等が置かれたままで埋まっているものもあり、農地として戻すことも大変かと考えていたところです。

結果として、ご自身の駐車場や道具置場として利用との意向が固まり、この度、転用届に顛末書付きで整理となったところでございます。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

議長 無いようですので報告第1号を終わります。
続きまして、

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番は、福祉施設の駐車場として転用されるもので、隣接山林地と一緒に整備されるものでございます。

2番は、住宅販売業の法人が、宅地隣接する農地を転用購入されるものでございます。

3番は、借家2戸の建設で一年ほど前に転用申請がございましたが、借家建設を断念され近くに住む親族の〇〇さんの住宅として計画変更申請となったものでございます。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので報告第2号を終わります。
続きまして、

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

1番から3番までは、貸借から所有権移転のための解約でございます。

4番は遠方地のため解約をされたものでございます。

5番から9番までは、規模縮小のための解約でございます。

なお、4番が解約後の耕作者が決まっていないため、今後、地区委員の斡旋調整をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)

無いようですので報告第3号を終わります。
続きまして、

報告第4号 非農地証明について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

いずれも1番は登記地目が目的で、2番から4番までは売却等の土地処分を目的とする登記地目整理のためでございます。以上です。

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、報告4号を終わります。

報告第5号 農地法第52条の規定による情報の提供について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

昨年、1月から12月までの賃借料情報の報告でございますが、総数165件でございます。前回は177件ですので、若干ですが減少しております。

有料、無料ですが、昨年は有料が多く51.5パーセントとなっており、それ以前は無料の方が多く50パーセントを超えておりましたが、昨年に関しては、有料が多かったところでございます。

有料分での平均額等の算出については、いわゆる全国ルールで算出したところですが、平均値において田の山間部が平坦部より高いという減少になっております。これは、山間部の総件数が少ない中で金額の高いハウス施設貸借が反映したところでございます。

このため、このハウス施設を除いた平均額を算出した金額を最下段にお示ししており、数値としても平坦部より少ない金額となっております。

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。

4番委員 平均の数字だけ見ると山間部の有料と思われる人が多くでるのじゃないかと思えますので、現実には、無料の方が多いというのを分かり易くならないでしょうか。

事務局 はい。

窓口に見えた方には、こちらの図をお渡しし、無料も多くあり平均は有料分との説明をさせて頂いております。

所有者側の方からは、無料があることを載せないで欲しいとの声も頂いている

ところでございます。

議長 統一ルールで出した資料とのことですし、事務局窓口でもその辺は説明して頂いているのでしょうか。

事務局 はい。

議長 ほかにございませんか。

議長 無いようですので、報告5号を終わります。

議長 これをもちまして第32回農業委員会総会を終了いたします。

—閉会—

以上